

The Women's Studies Association of Japan

学会ニュース 日本女性学会
第69号 1997年2月

発行 日本女性学会
事務局 東京都文京区本駒込5-16-9
学会センターC21
財日本学会事務センター気付
TEL 03-5814-5801(代)
価格 一部300円

1996年秋季大会報告

1996年11月23日(土)・24日(日) 会場: 愛知淑徳大学

第1日目: 11月23日(土) 13:00 ~ 17:00

シンポジウム 「フェミニズムと政策決定過程」

◇「政策決定過程とフェミニズム」

金井淑子

今回の優生保護法改定による母体保護法成立は、政府(厚生省)立案ではなく自民党を使った議員立法の形式を踏んだものであった。つまり衆議院の厚生委員会の委員長提案という形をとっており、この法律改定に伴う国会議事録はなく、したがって審議過程抜きの決定であったという。かろうじて参議院厚生委員会で付帯事項として、近い将来にリプロダクティブ・ヘルス/ライツをふまえて広く女性の健康に関わる法律の制定をめざすことを加えることができたが、そこには今回の法改正を障害者運動側の要求する優生条項の削除にとどめ、この機に女性の人工妊娠中絶権要求を出してくるであろう女性運動とはことを構えたくないとする、解散・総選挙を前にした自民党の巧みな政治判断が介在したようだ。国會議員・政策秘書の剣持さんが明らかにされたことである。

市民・有権者が選挙以外の形で政策決定過程に影響力を行使しうるものとしてこれまで女性運動や市民グループがとってきた唯一の政治行動ともいべき署名集めと請願書は、実際の政策の課題設定にどう生かされているのか。もっとも気になっていたことであるが、なんとそれらのほとんどは倉庫に積み上げられたまま数カ月を経て9割がダッシュポスト行きだという。

国會議員の女性比率の絶対的な低さ、霞ヶ関官僚の議会支配とこれまた圧倒的な男性中心の政治構造の中で、フェミニズムはどう政策決定に影響力を行使しうるのか。

岩本美砂子さんは、日本の政策決定過程における女性不在の現実、課題設定・政策立案・政策決定のすべての過程において、霞ヶ関官僚の優位システムがいかに強固に貫徹しているか、その実態の詳細な報告を提起された。

この日本の現実からは出口の見えないフェミニズムと政策決定過程の課題について、アメリカの女性運動の動きが、いくつかのヒントと可能性を与えてくれそうである。合衆国における政策決定過程と女性運動の研究者・相内真子さんは、アメリカの政治システムと日本の違いにわれわれの注意を喚起しつつ、フェミニズム政治における「男性とはことなる政治のやり方」と「違いを作り」づけることの重要性と可能性を力説された。イッシュを作り、その積み重ねでアジェンダ設定へ、またそれを政党に発信し、政党が違いを作ることに女性運動が影響力を行使する。女性が大きなプレッシャー・グループとして存在し、女性がブラック・ボート(かたまりとして投票)行動することの意味を再確認させられた報告であった。

女性省は改革の中では非現実的、まずその前に上級職の女性定着率が低すぎる現実をいかに打破するかが問題。NGOと議員との関係づくり。官僚の政策立案に対して、市民政策立案をどう実現していくか。選挙制度と候補者選びにおいて、小選挙区比例代表制は女性候補を作る上でもっと活用できるのではないか。女性の登用・参画推進も、審議会が官僚の隠れ蓑になっている現実を補完しかねない、等々、会場からの発言も活発に交わされた。

個人研究発表

◇「今日のアメリカの職場における セクシュアルハラスメント訴訟の動向」

中本明子

「70年代アメリカの男女平等政策」

進藤久美子

小林富久子さんをコーディネーターに、進藤久美子さんの「70年代アメリカの男女平等政策—フェミニズム運動と政策決定過程」と、中本明子さんの「今日のアメリカの職場におけるセクシュアルハラスメント訴訟の動向—働く女性の観点から」(発表順)の二つの個人発表が行われた。

進藤さんは、60年代の流れを受けた70年代のアメリカの女性たちのニュー・フェミニズム・ムーブメントが、男女平等憲法修正条項・男女平等クレジット法・男女平等教育法などの制定に向けて、組織化・圧力化を目指したこと。そしてそれが80年代にはジェンダー・ポリティクスとして、女性の政治志向化の推進及び政策決定過程への女性の積極的な進出として具体的に表れるようになったことを指摘した。またジェンダー・ポリティクスの成熟過程で、女性たち自身が交渉術を身につけ、実益をあげていく事実を示し、政策決定過程への進出を目指す日本の女性たちが取るべき道を示唆した。

中本さんは、職場におけるセクシャルハラスメントに関する判例の変化の中で、セクシャルハラスメントがアメリカ社会でどのように定義され法的問題として確立していく、働く女性(そして男性)の権利侵害の重要な問題としてとらえられていったかを説明した。法的救済の根拠がはっきりされていない日本において、アメリカでの法整備の流れは、今後参考になる点も少なくない。

日本の女性学は、欧米の業績から多くを学んできている。しかし、その内の多くが白人中心の議論であったことが、近年アジアやアフリカ及び日本の中のマイノリティなどから批判され見直されている。

今回の発表の二つの分野においても、アメリカは先進的地位を占めていると言える。しかしアメリカ社会の人種及び階級の複雑な力関係を考慮すると、マイノリティの立場からの意見も紹介されるとよかったです。さらに単なる紹介にとどまらず、日本ではどのように活かせるのかの議論が深まると、今後の研究の資料としてももっと興味深いものとなったと思われる。(森玲子)

◇「女性とマルクス主義経済学」

田中由布子

田中由布子さんの「女性とマルクス主義経済学」の発表の主眼は、女性にとっての新しい経済学とは、家内奴

隸・生産労働者・性労働者を研究主体として家庭経済、国民経済、性経済を研究対象とする点を明らかにしようとした。とりわけ、宮岡真樹の論文を詳しく紹介し、女性を女性階級ととらえ、女性経済学の発想の萌芽への洞察を行った。性労働者を女性学の視点からどのようにとらえるのか、また性経済学という新しい学問領域が成立するのかなどの意見交換があった。(楠瀬佳子)

◇「ポストアパルトヘイトの南アフリカの女たち —アフリカ女性の労働を中心に」

佐竹純子

この8月の南アフリカ訪問の報告が、農村部ステインクウォーター都市部ソウェトのパワーパークのアフリカ人女性の現状を中心におこなわれた。ステインクウォーターではマサナ農村開発センターが中心となって農業訓練や識字教育をおこなっている。都市部にくらべいちだんと失業率の高いこの地域での人々の希望はまず「仕事」である。また、若者とくに女たちが社会参加できる力がつくようにとワークショップも開かれている。パワーパークは火力発電所の近くにできたスラムである。貧しい地域だが、住民委員会が組織され、共同のトイレや水道、公衆電話を設置するなどの活動がおこなわれている。女性委員会の活動も活発である。

いずれの地域にも貧困と戦い経済的・政治的自立を求めて活動する大勢の女たちがいることが報告された。いま、国会議員の25%が女であるが、その背後にはこうした女たちの力があるわけだ。パワーパークでの滞在先の少女の話が印象的だった。少女はクラス一番の成績で、アフリカ人女性の状況について語ることができる。少女の母親は女性委員会のメンバーで、仕事はアフリカ人女性の典型、家事使用人である。だが、少女の未来には母親とちがっていくつもの道が開けるはずだ。

この12月10日にマンデラ大統領が新憲法に署名したとの報道に接した。性的な権利をも明文化したこの憲法のもとで闘う女たちの姿がこの報告の女たちと重なる。

(和田久仁子)

◇吉屋信子のフェミニズムと母性

杉山直子

宗教心理複合運動における日本の母性の位相

—G L A系譜教団の事例研究より

熊田一雄

ワークショップでは、始めに杉山さんより吉屋信子の「女の友情」「女の教室」二作品をもとに発表があり、その中で吉屋にとっての「母性」は相手を慈しむ、育てる、

許すものとして捉えられ、母役割を代理することで「母性」による女の連帯の可能性を示唆しているが、問題点として、この連帯は一時的逃避であり男社会を変えることができない、代理母役割を重視することで生母子間の葛藤を切り捨てざるを得ない、一つの「母性」モデルの中では他文化の女性との関係が無視されると指摘した。

次に、熊田さんは第4期新宗教であるGLA系「エルランティの光」にみられる信仰に、「母性」がどのように使用されているのかを、教義において神の心を「母の温もり」「母の波動」とし、内観法による母の美化・憎悪・感謝を通して信仰を深める過程の説明を行った。これは現代家族の持つ共依存性の問題を「母性」を癒し許しと

することで解消させるもので、そのため母の心=子宮=ふるさとをシンボライズした「母性」が宗教内で重要な位置を占めていることを発表した。

ディスカッションは活発に行われ、二つの発表における「母性」が同価値を持ちその偏重が母=女=自然という図式を生み出していることや、日本社会では「母性」を免罪符として問題解決する固定的な考え方の危うさなどが、参加者からあげられた。「母性」が今だに現実社会で重い存在であること、そしてそれが女性にとって強い規範となりうるものであることを再度確認するとともに、これをどのように解体していくかを今後の課題としなければならないと思う。

(原田青司子)

第2日目：11月24日(日) 13:10～15:00

ワークショップ報告

◇学会誌を考える

寺崎あき子・秋山洋子

学会誌編集委員の寺崎あき子さんと秋山洋子さんの共同司会により、現旧編集委員、投稿者等10名程度が参加して行われた。

まず毎年刊行も不確かであった第1号からの経緯をふまえて、年刊として定着しつつある現状の説明ならびに問題点が提起された。さらに、参考情報として、欧米の女性学関連雑誌9誌の編集体制、日本女性学研究会と女性学研究会の刊行学会誌を中心に編集・販売／配布体制の状況が紹介された。

権威性等既成の学会誌とは異なるべきだということを確認しながら、次のようなことが、主に論議された。

1. コメンテーター制

現在著者名を匿名にして、会員非会員同数でコメントーターとしている現状のメリット・デメリットが論議された。著者がコメンテーターとの議論を通して論文を改善していくためには、匿名制にしない方が望ましいが、地理的条件又人間関係的に前向きな議論が困難な場合を配慮して第1号から匿名にしている。しかし、faxやE-mailが普及した現在、例えば、著者(投稿者)が匿名にするかどうか選択可能なシステムを検討したらどうかという意見も出された。

2. 編集体制

編集委員がレフェリーも兼ねるという現状は当分継続する。また、幹事の中から必ず編集担当を置くことは、学会誌の発行を始めた当初は確認されていなかったが、学会の動向を学会誌に反映すること、また、幹事に編集状況の実態を知らすことなどから、必要であることに合意した。ただ、幹事と編集委員の選出時期等具体的な問題があり、幹事会での今後の検討

を要すると言うことになった。また、編集委員の任期はスライド制にして半数ずつ交替する方がよい。

3. 掲載内容

会員の意見等は学会ニュースに掲載する等、学会ニュースと掲載内容の分担をすることが確認された。また、多様なメンバーに対応した内容を持ちながら、学会誌としての一定のレベルを維持する。

4. 販売促進

2,000部刊行、500部会員配布、500部学会、1,000部新水社販売(残部が多い)。図書の値段が全般的に安くなっている最近の動向では1冊2,000円は高すぎるという意見もあった。ただ、会員一人一人が2部売り込めば、理論的には完売可能であり、売れるための内容体裁、価格等について今後検討を継続する。

(橋本ヒロ子)

◇「大学におけるセクシュアルハラスメント」

関西における女性学教育ネットワークによる「大学におけるセクシュアル・ハラスメント調査」の結果の概要などについて、まず渡辺和子さんからお話をあった。特に現在体育学系の分野におけるセクシュアル・ハラスメントがすさまじいということが話された。その後、渡辺さんによせられた被害者からの被害状況をつづった手紙が読みあげられたときには、その内容のすさまじさに会場は静まりかえった。

渡辺さんの発言のあと、地元名古屋の参加者から名大におけるセクシュアル・ハラスメントに対する取組み状況が説明された。ネットワークの必要性を強く感じ、「名古屋大学でセクシュアル・ハラスメントを考えるネットワーク(NSNW)」を組織したこと、さらにインターネット上にホームページ(<http://chem.human.nagoya-u.ac.jp/matswra/manet/nush/>)を開設し、情報発信など

の活動をおこなっていることなどが報告された。同じく地元から、愛知女性研究者の会の取組みが説明された。12月14日にJAICOWSとのジョイントでシンポジウム「女性研究者とキャンパス・セクシュアル・ハラスメント」を開催することと、今春実施した「大学におけるセクシュアル・ハラスメント調査」の概要が報告された。

ワークショップ参加者全員から、一通り発言がなされた後、大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策についての議論が活発に交わされた。特に、現状ではなかなか声があげにくいこと、セクシュアル・ハラスメントに関する相談機関の必要性、ネットワークづくりが急務であることなどが指摘された。

白熱した議論の後主催者側から、大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策の為に、大学などに提言書を提出すること、並びにその文案が提案された。提言書の作成・並びに提出については、ワークショップ参加者全員の合意が成立したものの、時間の都合で文案については詳しく議論できずに終わってしまったことが残念であった。

(吉田 あけみ)

◇「日本女性学会のこれから」

ワークショップ『学会誌を考える』に引き続き『日本女性学会のこれから』という重いテーマ。参加者は10人前後と少なかったが、本来なら全会員参加で将来的ビジョンを構築しなければならない時期にきていることを痛感した。

現在、500人規模の会員数となり研究者ばかりの集まりではなくなりました。従来からあった研究者特有のアカデミズム論対、活動家たちの行動戦略論の溝はいっそう深まっており、双方に不満が高まっていると受けとれた。

会員の溝口明代さんの問題提起を受けて代表幹事の金井淑子さんか進行を務めた結果、下記のような「学会への提案」がなされた。

1. 年2回の大会の見直し
2. 地域ブロック化の必要性
3. テーマ別、ジャンル別分科会の必要性
4. 学会誌の性格付け
5. 学会ニュースのあり方

この5項目が「日本女性学会のこれから」を憂うる会員によって提出されたことを前提に解説を試みたい。まず、ジェンダー問題研究のニーズが地方で高まってきたが、関東・それ以外の地域の年2回の大会では、距離的に遠く地方で孤立している会員のニーズをフォローするのが困難だ。地域で広く行われている学習グループのネットワークを繋げる役割を日本女性学会は担うべきではないか。

そのためにも、会員相互の日常的な研究、情報交換を各地で展開すると同時に、大会の1回は地方都市を移動しながら開いてはどうか。参加者への呼びかけは、ネットワーク作りが機能すれば、それほど難しいことではない。

いだろう。

また、分科会もテーマ別、ジャンル別、地域におけるジェンダーの問題点別など、事前に打ちあわせや分類を密にしておかないと、研究者にとっては水準(?)が低いとの不満がでるし、活動家にとっては机上の空論(?)でしかないという不満がでて、大会が魅力のないものになってしまう。

学会誌も、執筆者に対してコメントテーやレフエリーがマッチングしていない場合、多様化を認めつつも反面水準(?)を云々することになり、執筆者の筆力(筆の勢い)をおとしめる結果になっている。執筆者とコメントーターが「共に創りあげていく論文」も、日本女性学会だからこそ、あってもよいのではないか。学会ニュースも同じ意味から紙面作りに一考を要する。

来年(1997年春)は、神奈川女性センターなどで泊まりがけで「学会のこれから」について、十分に討議したい。(国立婦人会館では遠すぎるという理由で)。要約すると、中央集権化ではなく、学会の地方分権化を計り、地域のニーズに応える柔軟な女性学会に軌道修正していくというのが、この分科会に参加した全員の共通意見であった。読者会員の投稿を期待したい。

(北沢杏子)

◇「女性学教育の方法」

内藤さんによる、レジュメに基づく女性学会過去四回の女性学教育ワークショップの成果と課題の概括報告のあと、國信さんにより、学会のこれまで果たしてきた役割と今後の方向づけが語られ討論に入る。

参加者23名の内、約半数が大学で女性学を教える人。あとは行政関係者・学生・院生・一般市民。

まず短大から四大に移行した大学の女性学科目の構造化、カリキュラムの組み立て、ネットワーク化について2、3例が提出される。女性学関連の研究所、委員会、グループが散在していて、系統的に勉強したい学生がアクセスしにくい現在の状況の中でのフォーマル、インフォーマルな情報交換、経験交流の場の必要性が確認された。

社会教育については、行政主催の女性学講座のカルチャーセンター化、高等教育機関との相互交流の欠如などの問題点が挙げられ、時として旧態依然とした、女性学の視点を欠く女性施策の中に組み込まれてしまうとの指摘。続いて、看護専門学校の母性看護学の教科書の問題点、母性概念崩しから始めなければならないという異なった現場からの実践報告等々。一つ一つが討論を深めるべき重大な、興味深い問題ではあるが、残り時間30分。

論点を教える側と教えられる側の権力関係に絞る。が、これについても、抑圧している側の男性に教える場合、「評価」するという問題、受け手のモチベーションの大小の問題、フェミニズム第一世代から第二世代への経験蓄積の伝達不良の問題、さらには男子学生が多い大学で男

性教員が教える場合の問題点まで大きく広がり、瞬く間に終了時間を迎える。

語り切れない部分、数字・資料の裏にある熱い思い、これまでの経験・蓄積を形あるもの（活字）にして残し今後の発展に役立てようとの提案が賛成多数で受け入れられ、担当者が決定した。

女性学が未だ向かい風の中にある中で、隠れフェミニストの男性とも連携して、これまでの男性中心のアカデミズムとは違った、柔軟で風通しの良い学会、より豊かな女性学教育を目指していくことを確認して終了した。

（太田 ふみ子）

◇「フェミニズムと政策決定過程」

1996年度の通常国会において「母体保護法」が成立した。この法律は厚生省が立案して、議員立法の形式で国会閉会の3日前（土日を除く）に提出された。国会では1秒たりとも審議しないような手順をとって通過した。全国の女性たちが「からだに対する自己決定権」などと騒ぎ出さないうちにと隠密にされたのである。これでは中絶の自由を認めた「経済的理由」も何時なくなるか不安である。女性に拘わる重大事を女性に一切知らせずに処理するのは民主主義に反する行為である。

一方「選択制夫婦別姓」は審議会を通って、種々新聞やテレビにて論議されたにも拘わらず、通常国会で上程されなかった。我々は民法改正を心から期待していたのに、「時期尚早」とのことであった。自民党から共産党まで男性議員は、女性の権利が少しでも拡張されることは反対なのである。希望する人たちだけが夫婦別姓になり、大部分は同姓のままでいることが判っているのに、少数の女性の自由も許さないという態度である。女性の人権は女性の力で守る以外に道はない。

女性の権利を守るには「数は力」であるから、地方議会や国会に女性議員を増やすしかない。その方策を話し合った。

1. 女性は女性議員候補に投票することを呼びかける。
2. 女性議員になる人を育てる。
3. 「女性のための政治スクール」など各地の女性センターで開かれるよう提言する。
4. 政策研究のできる女性たちを育てる。
5. 女性たちのブロック・ボート（ゆるやかな結束で投票する）を組織する。
6. 各政党に女性議員数のクオーター制（割当制）を導入するよう要望する。
7. 比例代表制の名簿を男女交互にするよう運動する。
8. 各政党に女性登用のアンケート調査をして、結果を公表する。

政策決定の場に女性の数を増やしてゆくための行動を開始しなくてはならない。

（雑賀文香）

第1回テーマ別研究会報告

テーマ：他者が受ける抑圧を表現することの意味、連帯と抑圧再生産のあいだ 中島美幸

年2回の大会以外にも日常的な研究活動の場を持ちたいと発足したテーマ別研究会の第1回の講座が、12月7日㈯17時～21時、専修大学神田校舎を会場に開かれた。テーマは「他者が受ける抑圧を表現することの意味、連帯と抑圧再生産のあいだ」。女性性器切除（FGM）を描いた映画「戦士の刻印」（製作総指揮アリス・ウォーカー、監督プラティバ・パーマー）やウォーカーの小説『喜びの秘密』において、先進国女性がいかに特権性をもって他者である第三世界の女性を表象しているか、小林富久子さんの司会で、岡真理さん、萩原弘子さんの二人から報告がなされた。

最初に映画「戦士の刻印」を見た後、萩原さんが「映画『戦士の刻印』が映したもの、映さなかつたもの」と題して、映画製作日誌（英語版）の分析から問題点を指摘した。
①北の女であるウォーカーは暴力による失明という自己の「視力切除」体験がアフリカ女性のFGMの傷みに重なるとみなしているが、北の搾取による南の貧困がFGMを温存させている社会構造には言及せず。
②切除者非難のまなし。
③温情主義。
④パターン化したアフリカ観。
⑤アフリカに対する無知と調査不足（2週間で映画製作！）。
⑥女性の性感剥奪を反対理由とするのは西洋性感第一主義で、アフリカ女性は身体への暴力として反対。
⑦アフリカ女性の実態を伝える本が参考文献にない。
⑧従来の民俗学への無批判。
⑨アメリカ奴隸制度への認識不足。
以上の9点をあげ、支配者側に位置するとの自覚なくして先進国フェミニストは第三世界女性と連帯不可能なのであり、他者の固有性の尊重を欠いては普遍的人権は達成できないとして、レポートを結んだ。

つづいて岡真理さんからは、「私たちのフェミニズムにおける霸権主義の脱構築を目指して」と題して、FGMをめぐる普遍的人権主義＝西欧／文化相対主義＝非西欧の二項対立議論こそが「表象」による他者支配の問題性の隠蔽であることを確認後、ヒエラルキカルな関係性に立って「後進的」「野蛮」を言語や言外に表現する先進国フェミニストに対するアフリカの女性たちの主張が報告された。それは、FGMを①先進国の経済搾取問題から分離し、さらに②父権主義的暴力として専一的に焦点化し、③「伝統」を強調して「解放された先進国女性」／「伝統に縛られた第三世界女性」の二項対立的図式にはめこんでいることへの批判である。にもかかわらずウォーカーによって、またそれを契機に日本国内のFGM反対運動や報道によって、今もアフリカの女性・文化・社会への差別的表象が再生産され、被抑圧者である女による抑圧が生じているのであり、いかにこの連鎖を断ち切るかに国境を越えた「システム」の可能性がある、との展望が示された。

会場には四国・近畿・中部・北陸からの会員や都内の学生・院生も含め60余名の参加があったが、その関心の高さに充分に応えた研究会であった。

***** 1996年秋季大会を実施してー参加者のアンケートからー *****

90名程の参加者を得て、「フェミニズムと政策決定過程」をテーマにシンポジウムがもたれた。事後の参加者へのアンケートによると「情報が十分あった」「パネリストの情報が参考になった」「学者ばかりがパネリストでなかつたのがよかった」「シンポジウムのパネリスト報告のあとの議論が活発にあったのがよかった」などの評価とともに、「政策がどのような過程でつくられているのかがわかったが、政策決定後どのようになったのかについての情報がない」「学会として選挙の前後に政党に意見を伝えてはどうか、その結果によって次の選挙の判断材料としたい」「政策決定者と市民とをつなぐ中立的立場の人が必要と感じた」「パネリストの話し方は早口すぎた」「議論のときに発言者が名前をいってほしかった」「女性議員が増えるだけでは解決策とならない。男性議員の意識改革が必要」「シンポジウムの議論がまとまらなかった」「地方自治体についての情報もほしかった。」などの指摘もあり、今後の課題となるであろう。

愛知淑徳大学での開催にあたっては20名ほどの学生、社会人学生、地域の女性グループ（ウイン女性企画 代表 高橋ますみ）など多くのボランティアが学会進行をサポートしてくれた。ここに感謝の意を表明したい。

(大会実施校・國信潤子)

◇キャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメントに関する提言書

文部大臣 小杉 隆殿

大学におけるセクシュアル・ハラスメントが労働権や教育権を侵す人権侵害であるとして問題視されるようになってきました。この1年間だけでも学生や教員が指導教員や上司を訴えるケースが急速に増え、また様々な機関が行った独自のセクシュアル・ハラスメントの調査によって被害の実態が明らかになってきました。この1年間に、東京大学職員組合婦人部による「キャンパスの性差別を考える報告書」、京都大学女性教官懇話会による「女性教員・女子卒業生からみた京都大学—研究・教育環境調査から」、愛知女性研究者の会による「大学におけるセクシュアル・ハラスメント実態調査」、女性学教育ネットワークによる「大学におけるセクシュアル・ハラスメント調査報告」などがまとめられました。そのなかで教員の学部学生・院生へのセクシュアル・ハラスメントは教育的影響も大きく、深刻な問題であることが明らかにされています。

急増するセクシュアル・ハラスメントの背景には、女性の大学進学率が男性を超えたにもかかわらず、女性の教員の数は男性にはるかに及ばないなど、大学が依然として、男性中心であり、女性に対する様々な差別が存在していることがあります。とりわけ、男性と女性、教員と学生という力関係の構造がある大学院において、セクシュアル・ハラスメントが起こる土壌がありながら、その対策がほとんどとられておりません。

日本女性学会では数年来、この問題に取り組んできました。1994年春季大会の翌日には会員が文部省に提言書を持参して、セクシュアル・ハラスメントへの取り組みを促しました。1996年11月24日、秋季大会のワークショップでも「キャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメント」をとりあげたところ、この問題が差し迫った重要な課題であることがあらためて浮かび上がってきました。そこで、教育関係諸機関に対して、以下のようなセクシュアル・ハラスメントの問題の重要性を認識し、その対策を早急にとられることをいま一度要請いたします。

大学におけるセクシュアル・ハラスメントとは、アメリカ合衆国の「公民権法第9条」を参考にすると、次のようなことを指します。

「本人の望まない性にかかる言動であり、不快な接触などの身体的なもの、卑猥な表現や固定的な性役割の強調

などの言語によるもの、規範などの圧力的な態度、性差別的な環境を指す。対価型セクシュアル・ハラスメントは、たとえば教員と学生の間で何らかの優遇を条件に性的関係を強要し、それが拒否された場合に報復として一方の側に不利益をもたらすものであり、環境型セクシュアル・ハラスメントは、性差別的な教育環境をいう。特に教育権の侵害として、学問的権威を使って、学生の教育上の利点・環境・機会の享受を妨げ、身体的、精神的に傷つけ、学生のセクシュアリティあるいは性的アイデンティティを強調することがあげられる。それらは、教育や雇用や大学関連の諸活動において学業や人事に関する評価の基準として利用され、敵意、強迫感、不快感を生じさせ、大学環境を悪化させる。」

以上のようなセクシュアル・ハラスメントの定義にあたる事件は、日本においても急増しています。このような事態に対処するために、以下のことを早急に実践することが、大学の義務であり、文部省においても指導されるようにならねばなりません。

1. 現在起こっているセクシュアル・ハラスメント「事件」に関して、調査を行い、再発を防ぐために加害者に対する適切な処分を関係大学で行うように指導すること。
2. 文部省、各教育機関において、「セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン」を作ること。
3. 各教育機関に、被害を訴えるための相談所や窓口を設けること、被害者の救済などにあたるカウンセリングなどの機関を設置すること、事態を調査し、加害者に対する罰則を決定するための委員会を置くことなど、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合に対する具体的な対策を盛り込むこと。
4. 各教育機関が教職員、学生に向けたセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を定期的に行うこと。さらに女性の労働権・教育権・自己決定権を重視する人権教育ならびに女性学を各教育機関で実施すること。
5. セクシュアル・ハラスメントの土壌をつくってきた、性差別的な教育の構造を変革し、男女平等の教育を推進するために、具体的な目標値を掲げて、女性教員の比率を高めること。

1996年12月16日

日本女性学会ワークショップ

「キャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメント」

参加者一同



■会員の最近の著作

江原由美子編

「フェミニズムの主題 3 生殖技術とジェンダー」
(勁草書房、1996)

「生殖技術をめぐる〈生殖・技術・言説〉の三層とジェンダーの錯綜した関連をときほぐすフェミニズムの中からの待たれていた企画の結実である。「人工妊娠中絶」と「女性の自己決定権」をめぐって、法学者・井上達夫と、社会学者・加藤秀一との間で交わされた論争、フェミニズムと優生思想との関わりを医療政策史の領域から市野川容孝が、さらに「〈不妊治療〉をめぐるフェミニズムの言説再考」(柘植あづみ)、「生殖技術と家族」(浅井美智子)、「生殖革命という言説」(川本隆史)が納められている。そして第三部において編者がこれらの論者の主題を丁寧に読み説き、その総論や論点を交錯させ、フェミニズムの現在地点での課題を、改めて「女性の自己決定権」はなぜ「女性」の自己決定権なのかと問い合わせ直している。

学会は6月の春季大会で生殖テクノロジー問題を取り上げ「女と生殖、その欲望」をテーマにシンポジウムをもったのだが、そこで議論として踏み込めずに終わったうらみを残した「欲望」の問題は、本書においては生殖をめぐる「言説」という副題の中で展開されている。巻末には優生保護法と母体保護法の逐条対照資料も。まさにタイムリーな刊行。

(金井)

大村芳昭共著

「「差別システム」としての戸籍」

(戸籍と天皇制研究会編『戸籍解体講座』
社会評論社 1996年9月 2266円)

反天皇制の一つのアプローチとして戸籍制度に注目したという同研究会が、1991年10月と1995年1~8月にそれぞれ行った講座（前者は「象徴天皇制にとって戸籍とは何か」、後者は「戸籍と差別」）における各講演者（前者では佐藤文明、後者では講演順に八幡明彦、上杉聰、福島瑞穂、堤愛子および筆者の5名。すべて敬称略）の講演テープを同研究会の方々が原稿に起こし、各講演者が加筆したものをまとめたのが本書である。

戸籍やその周辺の諸制度は、実に様々な差別と結びつき、それらを温存・助長しているが、本書はその点をあらゆる角度から明らかにしている。このような状況から脱却するためには、差別のシステムである戸籍制度を廃止するしかない。そしてさらに、その先にある（「象徴」という仮面をかぶった）差別の権化（主犯）、天皇制自体をも廃止するしかないのである。

富岡明美・原美奈子共訳

リリアン・フェダマン著『レズビアンの歴史』

(筑摩書房 1996年11月 4,841円)

本書は、19世紀の女同士の「ロマンティックな友情」から90年代初期に至る、アメリカ100年の女性歴史の集大成である。異性指向の社会がいかに〈レズビアン〉を振り子のように扱ってきたか、そして幾多の逆境のなかにあっても〈レズビアン〉がいかに自らの文化を築いていったかを深い洞察と共に追っている。又〈レズビアン〉がけっして一枚岩ではなく、階級などによっても様々な貌をもつことも明らかにしている。

富岡明美著『変貌するアメリカのレズビアンたち』

(『イマーゴ』1996年10月号)

アメリカのレズビアンたちを、過去から現在へと追ったもの。具体的には次の項目に分類し、各々詳細に言及した。
1. 過去の歴史
2. 現在の概観
3. 90年代のレズビアン・カルチャー（セクス・ポジティヴ、ベビーブーム、オールタナティブ、ファミリー、ポリティクス）
4. レズビアン研究。

金佩華著『中国の一郷に入りて郷に従わず』

内藤和美共著『夫と妻の関係を見直す』

西村絢子編『共生・参画時代の女性学』

(ナカニシヤ出版 PP.65-95,1996)

内藤和美共著『日本社会のジェンダー差別の構造』

栗原彬編『講座 差別の社会学第1巻 差別の社会理論』
(弘文堂 PP.228-258,1996)

岩淵宏子著

『宮本百合子、家族・政治そしてフェミニズム』

(翰林書房 2,800円)

水田宗子、北田幸恵、長谷川隆著

『母と娘のフェミニズム—近代家族を超えて』

(田畠書店 2,400円)

黒木雅子著

『異文化論への招待—〈違い〉からの自文化再発見』

(朱鷺書店 1996年12月刊)

・研究ノート

「セクシュアリティとスピリチュアリティ

—日系アメリカ女性の経験から—」

『宗教と社会』vol. 2

(1996年6月)



日本女性学会臨時総会報告

一会計報告に修正があったため臨時総会が開催された一

1994年度および1995年度の決算報告と1996年度

予算の修正

日時 1996年11月23日

第8期会計担当:田中、戒能

1 修正の必要な箇所

- (1) 1994年度決算で、幹事改選費積立金15万円を支払ったことになっているが、実際は同年度には支出していない。
- (2) 1993年度会費収入において、前年度前受け金2万円を誤って差し引いて計上している。
- (3) 1994年度と1995年度の決算で、前受け金を加算すべきところを差し引いて計上している。

以上のミスを正すことで、1994年度および1995年度の決算報告と1996年度の予算は、添付の資料に示したように修正する必要がある。

2 このようなミスが二度と起こらないようにするために以下の改善が必要となる。

- (1) 学会事務センターからの送金は、早めにおこなつてもらう。(幹事が立て替えることはしない)
- (2) 幹事改選費積立金は、年度の初めに別口座に振り込んでしまう。
(現在使われていない郵便貯金の口座を、幹事改選委員の専用にしてもよい)
- (3) 学会誌積立金も、編集委員会口座に年度の初めに振り込む。

3 修正の処置については、秋季大会において臨時総会をもち、その場で承認をもとめる。

承認されたので、ここに報告する。

日本女性学会 1994年度決算報告

1994/4/1~1995/3/31

1. 収入の部

費目	予算	決算
前期繰越	553,320	553,320
会年会費	1,750,000	1,995,000
費入会金	40,000	33,000
大会参加費	春季 40,000	春季 45,500
活動収入	秋季 30,000	秋季 70,500
雑収入	20,000	32,439
合計	2,433,320	2,729,759

[備考]

- ①会費 $5,000 \times 389 = 1,945,000$

海外会員	$5,000 \times 38 = 19,000$
前受会費	31,000
会費納入率	86% (95.5.24)
②入会金	$1,000 \times 33$
③雑収入内訳	
カンパ	27,890
学会ニュース売上	1,800
銀行利息	484
郵便局利息	765
紀伊国屋書店	1,500

2. 支出の部

費目	予算	決算
総会・大会費	250,000	春季 86,131 秋季 289,553 計 375,684
幹事会費	200,000	126,600 (8/11,9/26,1/14,3/24)
学会ニュース印刷発送	300,000 150,000	印刷 262,255 (No 58~61) 京都発送 42,750 (No 59,60) ラベル代 19,735 学会センター発送 69,910 (No 58,61) 発送計 132,395
事務局	550,000 会計処理費 30,000	学会センター 139,627 業務委託費 612,165 会計費 35,031
幹事改選費積立	150,000	0
学会誌積立金	300,000	300,000
学会誌配布送料	150,000	学会センター 23,175 (ラベル代) 発送 (2号) 127,443
その他	0	学会誌編集委員会へ 1,500
予備費	353,320	0
合計	2,433,320	2,135,875

収入合計 2,729,759

支出合計 2,135,875

593,884 ⇄ 次年度繰越金

[備考]

- ①学会事務センター業務委託費内訳

会員名簿管理費用	60,000
会費請求およびニュース等送付費用	251,415
新入会員原籍作成手数料	48,300
住所変更等原簿訂正手数料	59,000
追加発送手数料	1,400
受付業務費用	120,000

	計	540,515
	消費税	16,215
合 計	556,730 + 55,435 (93年度精算分)	
		= 612,165
②会計処理費	通信費、コピー代など	
③次年度繰越金	893,884のうち、学会業務センターへの預り金	791,713
	会計へ	102,171

日本女性学会 1995 年度決算報告
1995/4/1 ~ 1996/3/31

1. 収入の部

費 　目	予 算	決 算
前 期 繰 越	593,884	593,884
会 年 会 費	2,000,000	2,406,400
費 入 会 金	30,000	67,000
大 会 参 加 費	春季 40,000	春季 45,000
活 動 収 入	秋季 40,000	秋季 45,000
助成金・援助金	200,000	学術協力財団 185,104 追手門学院大学 200,000
雜 収 入	10,000	50,398
合 計	2,913,884	3,592,786

〔備考〕

①会費	5,000 × 452 名 = 2,260,000
海外会員	
	5,000 × 18 名 + 2,400 = 92,400
前受会費	54,000
会費納入率	92% (96.3.31)
②入会金	1,000 × 67 名
③雑収入内訳	カンパ 47,110 (春 17,110 秋 30,000)
	学会ニュース売上 1,200
	社会評論 1,500
	銀行利息 564
	郵便局利息 24

2. 支出の部

費 　目	予 算	決 算
総 会・大会費	250,000	春季 91,006 秋季 194,239 計 285,245
幹 事 会 費	200,000	172,400 (5/28,7/16,10/10,1/15,3/24)
学会ニュース印刷 発送	300,000 200,000	233,300 (No 62 ~ 65) 158,550
事 務 局	学会センター 800,000 会計処理費 30,000	学会センター 158,756 業務委託費 677,426 (計 836,182) 会計 169,464
幹 事 改 選 費	150,000	384,673
学会誌積立金	300,000	300,000
学会誌配布送料	150,000	176,418
予 備 費	533,884	0
合 計	2,913,884	2,716,232

収入合計 3,592,786
支出合計 2,716,232
876,554 ⇨ 次年度繰越金

〔備考〕

①学会事務センター業務委託費内訳	
会員名簿管理費用	90,000
(96.3.31現在で、会員+退会者が500名を超えた)	
会費請求およびニュース等送付費用	347,295
新入会員原籍作成手数料	51,800
住所変更等原簿訂正手数料	31,800
追加発送手数料	1,800
特別請求書発行手数料	15,000
受付業務費用	120,000
計	657,695
消費税	19,731
②会計処理費	通信費、コピー代、封筒・入会案 内作成費など
③幹事改選費内訳	会員名簿印刷費 201,210 ハガキ代 22,000 切手代 129,600 文具、雑費 10,933 ラベル代 11,042 封筒代 7,725 会員リスト出力代 2,163
④次年度繰越金	876,554のうち、学会事務センター へ預り金 197,059 会計へ 679,495

日本女性学会 1996 年度予算

1996/4/1 ~ 1997/3/31

1. 収入の部

費目	予算	備考
前期繰越	876,554	
会員年会費 入会金	2,700,000 30,000	6,000 × 450 名 1,000 × 30 名
大会参加費	80,000	春季 500 × 80 = 40,000
活動収入		秋季 500 × 80 = 40,000
援助金・雑収入	250,000	大会開催校援助金・カンパ
合計	3,936,554	

2. 支出の部

費目	予算	備考
総会・大会費	400,000	
幹事会費	460,000	幹事会 4 回 *①
学会ニュース印刷 発送	300,000 200,000	No 66 ~ 69 の 4 回分 90 × 4 回 × 500 + α *②
事務局 学会センター 会計処理費	1,000,000 150,000	学会センター業務委託 800,000 *③ 学会センター事務費 200,000
幹事改選費積立金	150,000	合計 300,000 の 1/2 として
学会誌積立金	500,000	
学会誌配布送料	200,000	
予備費	576,554	
合計	3,936,554	

[備考]

*①幹事会費

幹事交流費

関西 24,000 × 3名 × 4回 = 288,000
名古屋 20,000 × 2名 × 4回 = 160,000
448,000

会場費

12,000

*②学会ニュース郵送料 会員 480 件 + 寄贈交換分 20 件

*③学会事務センター業務委託費の単価

会費請求、ニュース等送付費用	1 件	685 円
新入会員原籍作成手数料	1 件	700 円
住所変更等	1 件	600 円
追加発送手数料	1 件	100 円
海外特別請求書発行手数料	1 件	1,000 円

1997 年度 春季大会予告

開催日時：6月7日(土)・8日(日)

会場：神奈川県立かながわ女性センター

シンポジウム：6月7日(土)

テーマ「なにのための女性学教育か」(仮題)

パネリスト：水田宗子(大学教員)

内藤和美(大学教員)

米田禮子(地方自治体職員)

田川建三(大学教員)

吉田英子(小学校教員)

コーディネーター：國信潤子

詳しくは次号学会ニュースをご覧ください。

春季大会個人研究発表・ワークショップの募集

テーマ及び要旨(200字)を下記までお送り下さい。

締切：3月10日(月)

春季大会宿泊施設案内

宿泊施設の予約は会員各自にて、下記のリストを参考にして直接お願いします。神奈川県立かながわ女性センター宿泊棟での宿泊は、日本女性学会会員は60室程度申込可(先着順)。4~6名の相部屋になります。1,580円~2,080円(トイレ付)。

藤沢駅周辺のホテルは下記。

インテリジェンスホテル	330 藤沢 TEL0466-24-0330	6,800 円
法華クラブ	TEL0466-27-6101	8,000 円
クリスタルホテル	TEL0466-28-2111	8,500 円
藤沢グランドホテル	TEL0466-22-1311	9,000 円

研究会のお知らせ

第三世界の女性の表象 その 2

「ドキュメンタリー映画の伝統とトリン・T・ミンハ」

発題者：上村雅子、レベッカ・ジェニスン

司会：河原崎やす子

日 時：4月12日(土) 午後4時~9時

(夕食持参をお勧めします)

場所：専修大学(地下鉄九段下駅または神保町駅)

トリン・ミンハ『ルアッサンブージュ』の上映

ドキュメンタリー映画とフェミニズム映画史(上村)

トリンの映画の方法(レベッカ・ジェニスン)

(参考図書)『月が赤く満ちる時』小林富久子訳

みすず書房